

献呈の辞

2019年3月をもって、宇都宮純一先生（憲法）、樫見由美子先生（民法）のお二方は定年により金沢大学を退職なさいます。長きに亘り、本学の発展と向上のためにご尽力くださった先生方が無事にこの節目の年を迎えられたことを、金沢大学人間社会研究域法学系教員一同、心からお祝い申し上げます。

宇都宮純一先生は、1976年に東北大学法学部をご卒業後、同大学大学院法学研究科に進学され、同大学法学部助手を経て、1983年4月に山形大学教養部に講師として赴任、1987年には文部省内地研究員として東京大学の樋口陽一先生の門下となり、1991年には日本学術振興会特定国派遣研究者としてオーストリアのハンス・ケルゼン研究所に所属、1995年には愛媛大学法文学部教授、2004年には香川大学・愛媛大学連合法科大学院教授、そして、2011年4月に金沢大学大学院法務研究科教授に着任されました。本学では、本研究科の「憲法演習」「公法総合演習」、法学類の「憲法第一部」、学域共通教育科目の「日本国憲法概説」などの授業を担当されてきました。

1998年10月には、東北大学より『憲法裁判権の理論』で博士の学位を授与されておられます。

運営面では、宇都宮先生は本学ご赴任2年目で法務研究科長となられ、2年にわたり本研究科のかじ取りをしてくださいました。慣れない環境の中でさぞ大変なことであったと存じますが、2回目の適合の認証評価を受けるなど、本研究科にとっては創立以来の穏やかな2年間でありました。

樫見由美子先生は、1976年に本学法文学部法学科をご卒業後、本学大学院法学研究科に進学され、1978年に東京大学大学院法学政治学研究科博士後期課程に入学されました。1984年に日本学術振興会奨励研究員になられた後、翌年4月に金沢大学法学部に講師として着任されました。1986年に助教授、

1996年には教授に昇進され、ご着任以来35年間にわたり金沢大学での教育研究及び管理・運営に携わってこられました。

樫見先生は民法上の不法行為論を中心に多数の著書・論文を上梓される一方、本学法学部・法学類における教育では民法を担当されました。「民法演習」では多くの優秀な学生が先生の下に集い、本学大学院法学研究科を経て研究者として全国で活躍する人材も輩出しています。本研究科の運営に関しては、樫見先生は法科大学院設置準備室長として大学院法務研究科の制度設計をされました。2004年の創立以降は、教育体制に附随する諸制度の策定も手掛けられ、例えば修了後の学習設備の利用についての学生アドバイザー（SA）制度は樫見先生のアイデアに基づくものです。2006年には法務研究科長にご就任、以降も、2008年には教育担当理事・副学長、2014年には人間社会学域・研究域長と学内の要職を歴任されました。これら、運営・教育・研究の全てにおける樫見先生の優れた業績は、第2回中村賞(金沢大学女性研究者賞)を受賞されたことにも表れています。

宇都宮先生の、穏やかな中にも茶目っ気やご自身の研究への熱意が伝わるご講義、樫見先生の、学生を甘やかさない厳しさと懇切な配慮とが絶妙にブレンドされたご講義、いずれも学生・院生たちには大変好評で、ご退職を惜しむ声が彼らからも聞かれます。私たち法学系教員一同も、両先生の豊かなご経験に裏打ちされたご指導を仰げなくなることを思うと強い寂寥の思いに駆られますが、今後は、私たちの教育研究の発展を温かく見守っていただきたく、お願い申し上げます。

宇都宮純一先生、樫見由美子先生のますますのご健勝とご活躍を祈念しつつ、ここに謹んで「金沢法学」を献呈させていただきます。

金沢大学大学院法務研究科長

佐藤 美樹・機関誌編集委員会